

## 第 13 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 7 月 27 日（金）午後 2 時 00 分から午後 2 時 32 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	香西	浩志
	2 番	菅野	能稔
	3 番	高野	英一
	4 番	渡邊	ひろ子
	5 番	井田	留吉
	6 番	齊藤	一男
	7 番	前川	厚司
	8 番	橋本	浩弥
	9 番	高橋	孝二
	10 番	深松	俊英
	11 番	蛭原	一治
	12 番	石川	雅洋
	13 番	森	勤子
	14 番	飛田	榮
	15 番	齊藤	正孝
	16 番	西田	利幸
	17 番	埴山	茂義
	18 番	吉田	正宏
	19 番	中村	富士男
	20 番	棚	範貴
	21 番	澤邊	佳範
	22 番	松本	誠

4 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 （一社）北海道農業会議の役員について  
第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について  
第 3 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

議案

第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4号 現況証明について

- |   |            |       |
|---|------------|-------|
| 5 | 事務局長       | 廣瀬 紀幸 |
|   | 忠類支局長      | 川瀬 康彦 |
|   | 農地振興係長     | 岩岡 夢貴 |
|   | 忠類支局農地振興係長 | 鈴木 亮二 |
|   | 農地振興係主査    | 菅原美栄子 |
|   | 農地振興係主任    | 南 敦朗  |

## 6 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第13回農業委員会総会を開催いたします。次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に2番菅野委員、3番高野委員を指名いたします。よろしく申し上げます。</p>
----	--

次に諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局	諸般の報告は特にございませぬ。
-----	-----------------

議長	次に、報告第1号「一般社団法人北海道農業会議の役員について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。
----	--

事務局	<p>報告第1号、「一般社団法人北海道農業会議の役員」につきましてご説明させていただきます。資料は特にありませんので、口頭で説明させていただきます。</p> <p>先月の第12回総会におきまして、会長より北海道農業会議総会の報告をさせていただきましたが、総会終了後、臨時理事会が開催され、新たに会長・副会長が決定されましたのでご報告申し上げます。</p>
-----	---

前代表理事会長の岡村雅敏氏が退任され、新しい代表理事会長に、前副会長で月形町農業委員会会長の多田正光氏が就任されました。代表理事副会長には、浦河町農業委員会会長の小林政幸氏が再任され、新たに帯広市農業委員会会長の中谷敏明氏が副会長に就任されました。また専務理事には、佐久間亨氏が再任されております。以上で報告とさせていただきます。

議長	報告第1号について、何かご質問等ありませんか。
----	-------------------------

(発言なし)

議長	発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
----	-----------------------------

議長	次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番の説明をいたします。
----	--

事務局	<p>報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は、議案書1ページの6月28日・第12回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成30年7月26日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」。農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告します。案件は議案書2ページの平成29年7月27日に許可をしておりました1件でございます。今月19日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番・2番について事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p><b>【議案第1号1番・2番について、議案書をもとに朗読】</b></p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p> <p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p>

3 番	3 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番・2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番・2 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 3 番・4 番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p><b>【議案第 1 号 3 番・4 番について、議案書をもとに朗読】</b></p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添調査書 2 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p>
6 番	6 番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 3 番・4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第 1 号 3 番・4 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 5 番・6 番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>所有権に移ります。</p>

【議案第1号5番・6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。これらの案件は、先月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号5番・6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第1号5番・6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第1号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号7番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添調査書4ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、先月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長	<p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第1号7番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第2号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、同法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
16番	<p>16番説明いたします。この案件は、今月19日に前川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
議長	<p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第2号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>所有権に移ります。</p> <p>【議案第2号2番について、議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>

15 番	15 番説明いたします。この案件は、親から子への生前一括贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 2 号 3 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 3 番について、議案書をもとに朗読】  この案件は、別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。この案件は、親から子への生前一括贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので審議を求めます。  【議案第 3 号 1 番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅の建設を目的とする転用でございます。農地区分は第二種農地であります。周囲に代替可能な宅地、第三種農地が無い状況のため許可要件を満たすものと考えております。なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今日19日に前川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、牛舎等の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。この案件は、今日23日に菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について、原案のと



	<p>おり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「現況証明について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第4号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。</p> <p><b>【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】</b></p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
15番	<p>15番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に前川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号2番から4番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号2番から4番について、議案書をもとに朗読】</b></p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
17番	<p>17番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に前川委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第4号2番から4番は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。これをもちまして、第13回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。